

## 加古川市立図書館学校等支援貸出内規

(目的)

第1条 この内規は、加古川市立図書館（以下「図書館」という。）が加古川市立小学校等（以下「学校等」という。）の児童の読書活動に対する支援の一環として行う図書の貸出に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(貸出対象)

第2条 貸出の対象は加古川市立小学校等とする。

(貸出冊数)

第3条 貸出を受けることができる冊数は、1クラス当り40冊を上限とする。ただし、図書館長が特に必要と認めるときは、これを変更することができる。

(貸出回数)

第4条 貸出回数は1年度につき、1回とする。

(貸出期間)

第5条 貸出期間は貸出日から3月15日まで、とする。

(貸出申込)

第6条 貸出を希望する学校等は、加古川市立図書館学校等支援貸出申込書（様式第1号）を提出するものとする。

(貸出図書の選定)

第7条 貸出図書の選定は、図書館が行うものとする。

(貸出図書の搬送)

第8条 貸出図書の搬送は、学校等が行うものとする。

(貸出図書の管理)

第9条 学校等は、貸出図書を適正に管理するよう努めなければならない。

(損害賠償)

第10条 学校等は、その責めに帰すべき理由により貸出図書をき損又は紛失したときは、これらを原状に回復し、又は現品若しくは相当する代替品をもって弁償しなければならない。ただし、図書館長が特に認めるときは、これを免除することができる。

(施行の細目)

第11条 この内規の施行について必要な事項は、図書館長が別にこれを定める。

附 則

この内規は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成27年4月1日から施行する。